

証券コード 5136
2024年1月12日
(電子提供措置の開始日 2024年1月8日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目22番13号
tripla株式会社
代表取締役CEO 高橋和久

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://tripla.io/ir/meeting/>)

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年1月29日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月30日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館42階「高尾」
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第9期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）事業報告及び計算書類の
内容報告の件

決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
-

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、事業拡大に伴う人員増加に備えた執務スペースの確保及び業務効率化を図ることを目的として、2024年4月に本社を東京都中央区から東京都新宿区に移転する予定であり、本店の所在地も東京都新宿区へ移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、東京都中央区から東京都新宿区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	タカハシ カズヒサ 高橋和久 (1976年9月26日生)	2001年4月 株式会社TKK 入社 2004年5月 フィリップモリスジャパン株式会社(現 フィリップモリス ジャパン合同会社) 入社 2006年5月 A.T.Kearney株式会社 入社 2006年11月 フィリップモリスジャパン株式会社(現 フィリップモリス ジャパン合同会社) 入社 2011年7月 アマゾンジャパン株式会社(現 アマゾンジャパン合同会社) 入社 2015年5月 日本コカ・コーラ株式会社 入社 2015年9月 株式会社umami(現 tripla株式会社)取締役 就任 2016年6月 当社代表取締役 就任(現任)	740,000株
2	トリウ カク 鳥生格 (1974年2月27日生)	1998年4月 日本オラクル株式会社 入社 2005年3月 日本コカ・コーラ株式会社 入社 2013年3月 アマゾンジャパン株式会社(現 アマゾンジャパン合同会社) 入社 2015年4月 株式会社umami(現 tripla株式会社) 設立 当社代表取締役 就任(現任)	1,125,000株
3	オカ ヨシト 岡義人 (1985年1月22日生)	2009年3月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2014年4月 ソフトバンクモバイル株式会社(現 ソフトバンク株式会社) 入社 2018年2月 Wovn Technologies株式会社 入社 2020年6月 当社入社 2020年9月 当社取締役CFO 就任(現任)	—

4	ヤマモト マサテル 山本雅輝 (1970年8月13日生)	1994年4月	農林中央金庫 入社	1,000株
		1999年7月	農中証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 入社	
		2004年7月	アルストラキャピタル証券会社 入社	
		2005年2月	カリヨン証券会社(現 クレディ・アグリコル証券会社) 入社	
		2006年5月	ABNアムロ証券会社(現 RBS証券会社) 入社	
		2008年4月	メリルリンチ日本証券株式会社 入社	
		2009年10月	三菱商事アセットマネジメント株式会社 入社	
		2013年8月	オフィス雅株式会社代表取締役 就任(現任)	
		2019年1月	当社監査役 就任	
		2021年11月	当社取締役 就任(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 山本雅輝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等及び期待される役割の概要について
山本雅輝氏は、金融機関でのDirector等の経験から、デリバティブ等の各種金融商品の販売経験、機関投資家との折衝等の金融業に関する多岐にわたる業務に精通しております。その専門知識と経験に基づき、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言により貢献頂いていることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年2か月となります。
4. 当社は、山本雅輝氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

以上

事業報告

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

I 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価高が継続する中でも、新型コロナウイルス感染症に関する各種行動制限の緩和が進み、経済活動の正常化による個人消費やインバウンドなどの持ち直しがみられました。その一方で、円安基調の経済情勢を背景としたエネルギー価格の高騰、物価の上昇、各国の金利政策等により、景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

当社のホスピタリティソリューション事業と関連性がある宿泊業界においては、行動制限の解除、入国規制の緩和に続き、2023年3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねる方針を発表、2023年5月8日に、新型コロナウイルス感染症を2類相当（新型インフルエンザ等感染症）から5類感染症へ移行する等、正常化に向けた動きが進んでいく中、宿泊者数は回復に向かいました。観光庁の統計によると、当事業年度における延べ宿泊者数（訪日外国人旅行者を含む）は、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年の同月と比較し、98%まで回復いたしました。内訳としては、日本人の宿泊者数は100%となり2019年の水準まで回復した一方、訪日外国人の宿泊者数においては86%に留まりました。ただし、訪日外国人の宿泊者数についても、2022年10月期が7%であったものの、2023年7月以降は2019年同月を上回る宿泊者数が継続しております。なお、延べ宿泊者数については、国土交通省観光庁の発表する数値に基づき集計しております。

新型コロナウイルス感染症によって生活様式の変化を強いられていた状況から正常化へ向けて進行する中、当社ホスピタリティソリューション事業においては、顧客価値向上のため、前事業年度に引き続き、主要サービスである「tripla Book」及び「tripla Bot」、2022年10月期にローンチした宿泊業界特化型のCRM・MAツールである「tripla Connect」等の機能改善を行うとともに、新サービスの開発に注力いたしました。「tripla Book」の機能改善として、株式会社ホワイト・ベアーファミリーが提供するダイナミックパッケージとの連携を開始いたしました。また、施設数を積み上げる営業活動に注力し、ルートインホテルズを始めとした多くの契約を獲得いたしました。加えて、2023年3月には韓国の宿泊施設への販売を目的とし韓国支店を設立、2023年7月には台湾で「tripla Connect」の販売を開始、2023年11月には「tripla Boost」の販売を開始いたしました。当社の成長戦略の柱である海外展開を進めて参ります。

このような取り組みの結果、「tripla Book」の施設数は、当事業年度において、前事業

年度末より861施設増の2,485施設、「tripla Bot」の施設数は、当事業年度において、前事業年度末より558施設増の1,666施設となりました。また、取扱高・GMV(Gross Merchandise Value)も、当事業年度において、前事業年度比95.5%増の64,369百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は1,176,209千円（前事業年度比43.8%増）となりました。利益面については、営業利益は177,115千円（前事業年度比111.7%増）経常利益は166,692千円（前事業年度比121.7%増）、当期純利益は165,987千円（前事業年度比121.6%増）となりました。

なお、当社はホスピタリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

2. 設備投資等の状況

当事業年度において重要な設備投資、除却、売却等はありません。

3. 資金調達の状況

2022年11月25日付で東京証券取引所グロース市場に上場し、一般募集及び第三者割当増資により、総額599,324千円の資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

今後事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識している点は以下のとおりです。

① サービス・プロダクトの強化

当社は、さらなる事業成長のためには、サービス・プロダクトの強化が必要であると認識しております。2022年10月期以前より提供している「tripla Book」、「tripla Bot」について、その契約施設数を順調に伸ばしております。2023年10月期においては大口チェーンホテルへの導入が進むとともに、2023年10月期の月次解約率(注1)はそれぞれ0.4%と、0.5%と大きく減少いたしました(2022年10月期においてはtripla Bookの解約率が0.5%、tripla Botの解約率が0.9%)。さらなる契約の増加、既存契約の解約抑止のため、競合や顧客要望を意識しながら継続的に機能強化をしていくことが必要であると考えております。2022年10月期に販売を開始した「tripla Connect」についても、「tripla Book」、「tripla Bot」のように契約施設数拡大のため、さらなる機能強化を進めて参ります。また、2023年11月に発表した「tripla Boost」の他、「tripla Analytics」、「tripla Link」、「tripla Page」等については、今後の販売開始を計画しております。

2023年11月にBOOKANDLINK PTE. LTD. 及び同社の子会社であるPT. SURYA JAGAT

MANDIRI(以下「BookandLink社」と言います。)の株式を取得し子会社化いたしました。また、2023年12月に旭海国際科技股份有限公司(以下「Surehigh社」と言います。)の株式取得に関する契約を締結したことを公表し、2024年2月以降に子会社化することを計画しております。各社が提供しているサービス・プロダクトを日本で展開するとともに、日本で展開しているサービス・プロダクトを海外販路で展開する等の相互連携を今後進める予定です。

・ tripla Analytics

tripla Analyticsは、当社及び各宿泊施設が持つデータを活用したBIツール(注3)です。宿泊施設の中には、ユーザー(宿泊客)の分析、レベニューマネジメント(注4)を積極的に行っていない施設もあります。tripla Analyticsにより、tripla BookやOTA等のユーザー(宿泊客)のデータが、ダッシュボード(図やグラフ等の簡単な作成が可能)、レポート等により可視化され、分析が容易に行えるようになることを予定しております。当該分析に基づき、その時々に応じた最適な宿泊代金を設定し、各宿泊施設の収益の最大化を図るレベニューマネジメントが可能です。また、顧客である宿泊施設のレベニューマネジメントにより自社予約の収益を増加させることで、当社のtripla Bookの収益も増加いたします。

・ tripla Link

tripla Linkは、チャンネルマネージャー(注5)です。BookandLink社は「Channel Ku」という名称でインドネシアでチャンネルマネージャーのサービスを展開しております。また、Surehigh社は「HOTEL NABE」という名称で台湾でチャンネルマネージャーのサービスを展開しております。これらのエリアのサービスを統合し、日本、韓国のローカル予約サイトとの連携を進めます。また、各社がインドネシア、台湾等で展開しているチャンネルマネージャーのサービスを元に、日本でも展開することを計画しております。

・ tripla Page

tripla Pageは、公式ウェブサイトを簡単に作成することができるサービスです。小規模な宿泊施設の中には、公式ウェブサイトを開設していない施設、多額の外注費を掛けて開設している宿泊施設もあります。そのような施設に対し、複数のテンプレートから選択しただけで、簡単に公式ウェブサイトを作成することができるサービスです。公式ウェブサイトを構築する際、外注すれば、1施設100万円程度掛かる場合があります。また、更新も外注する場合、都度、費用と時間が発生いたします。小規模な施設であれば、自社内で行うことが困難な場合もあり、簡単かつ安価にウェブサイトを構築・運用したいという課題に対応するものです。なお、Surehigh社は「微官網」という名称で台湾でウェブサイ

トビルダーのサービスを展開しており、同社取得後は当社グループとしてのサービス展開を進める予定です。

② 内部管理体制の強化

当社およびその子会社が安定してサービスを提供し、継続的に成長し続けるためには、コンプライアンスを重視した内部管理体制の強化、日本及び海外での法令準拠及びコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みが重要だと考えております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の体制強化を図り、企業価値の最大化に努めて参ります。

③ 顧客基盤の拡大

当社は、事業成長のためには、契約施設数の増加が必要であると認識しております。顧客基盤の拡大を行うためには、プロダクトの強化を行うとともに、営業等の人材の確保と在籍する人材の継続的な強化に努めて参ります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出

2023年10月期においては、当社の営業収益の大部分は、tripla Book、tripla Botによって構成されております。tripla Connect、tripla Boostについては、2022年10月期以降に販売開始したプロダクトであり、今後の拡販とともに収益貢献を進めて参ります。tripla Book、tripla Botの収益構造としては、ユーザーの利用の多寡にかかわらず発生する定額の基本料金とユーザーの利用の多寡(tripla Bookの取扱高/GMV、tripla Botのリクエスト数等)によって発生する従量料金の段階的な収益構造となっております。基本料金については、契約施設数を増加させることにより、毎月の収益が積み上がる構造であり、従量料金については、契約施設数の拡大とユーザーの利用の双方を促進することで当該収益が増加いたします。当社においては、プロダクト開発やユーザーの獲得に関する投資を先行して行い、事業拡大を図ったことから、2021年10月期までは営業損失を計上しておりましたが、事業の拡大に伴い、契約施設数が順調に積み上がり、ユーザーの利用を促進することで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用を含む営業費用が営業収益に占める割合は低下したことから、2022年10月期及び2023年10月期は黒字となりました。2024年10月期も継続的な黒字を計画しております。利益及びキャッシュ・フローの改善に努めて参ります。

⑤ 財務上の課題

当社は2022年10月期以降黒字であるものの、2021年10月期までは営業赤字が継続しておりました。また、tripla Bookによる宿泊予約についてのユーザーからの預り金の増加を除

くと、営業活動によるキャッシュ・フローは赤字が継続しておりました。今後、計画している十分な営業収益が獲得できない場合には営業赤字、営業活動によるキャッシュ・フローは赤字となる可能性があります。そのような場合に備え、常に一定水準の手元流動性を確保し、信用獲得に努めて参ります。手元流動性確保のため、金融機関との良好な取引関係の継続や内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤のさらなる強化を図って参ります。

- (注) 1. 月次解約率：契約施設における直近12ヶ月の月次平均解約率です。
2. DSP：Demand Side Platformの略称です。デジタル広告について、広告 枠の買い付けや配信、分析等を一元的に管理し、広告効果の最適化を図るプラットフォームです。
3. BIツール：Business Intelligenceツールの略称。組織が持つ様々なデータを分析・見える化して、経営や業務に役立てるソフトウェアのことです。
4. レベニューマネジメント：需要と供給に応じて価格を変動させ、収益を最大化させるための販売管理を行うことです。
5. チャンネルマネージャー：OTAや予約システム等の複数の宿泊予約情報とPMSを連携することで、在庫、プラン、価格等をまとめて管理するシステムのことを言います。
6. PMS：Property Management Systemの略称です。宿泊施設が、部屋在庫、予約情報、請求情報等の情報を管理し、売上情報を連携する基幹システムのことを言います。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 6 期 (2020年 10月期)	第 7 期 (2021年 10月期)	第 8 期 (2022年 10月期)	第 9 期 (2023年 10月期)
営 業 収 益 (千円)	295,135	506,037	817,791	1,176,209
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△296,285	△132,013	75,198	166,692
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△303,940	△128,582	74,917	165,987
1 株 当 たり 当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△65.79	△27.83	16.22	30.73
総 資 産 (千円)	683,209	911,261	1,880,783	5,805,200
純 資 産 (千円)	278,419	149,836	224,754	1,035,665

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入しております。
2. 当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月13日付で、A種優先株式1,500株、B種優先株式3,937株及びC種優先株式4,620株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ、1,500株、3,937株、4,620株交付しておりますが、第6期の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。なお、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを2022年7月13日付で消却しております。
3. 当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6. 主要な事業内容 (2023年10月31日現在)

当社の事業内容は以下のとおりであります。

1. 人工知能を使ったソリューションの開発・提供及びデータ解析
2. インターネットサービス事業
3. システムの企画・開発・販売
4. 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業
5. 国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅行業
6. ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する事業
7. 損害保険代理業

8. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

7. 主要な営業所（2023年10月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
札幌事業所	北海道札幌市中央区
台湾事業所	台北市松山區
韓国事業所	ソウル特別市鍾路区

8. 従業員の状況（2023年10月31日現在）

従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
90名	20名増	34.42歳	2.71年

(注) 従業員数には、当社から社外への出向者は含まれておりません。また、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー）は含めておりません。臨時雇用者数の当事業年度における平均人員数は8名であります。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

当事業年度末時点において親会社はございません。

(2) 重要な子会社の状況

当事業年度末時点において子会社はございません。

10. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入残高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	168,800
株式会社みずほ銀行	38,569

11. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

12. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

13. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

14. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年11月25日をもって東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

II 会社の株式に関する事項（2023年10月31日現在）

1. 発行可能株式総数 18,480,000株

2. 発行済株式の総数 5,562,300株

3. 株 主 数 3,945名

4. 大株主の状況（上位10名） 普通株式

株 主 名	持 株 数	持株比率
鳥生 格	1,125,000株	20.22%
高橋 和久	740,000株	13.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	189,800株	3.41%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	144,500株	2.59%
JR東日本スタートアップ株式会社	111,000株	1.99%
イノベーション・エンジン産業創出投資事業有限責任組合	107,000株	1.92%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	101,500株	1.82%
株式会社SBI証券	101,100株	1.81%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	91,200株	1.63%
楽天証券株式会社	81,400株	1.46%

（注）持株比率は発行済株式の総数から自己株式（34株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	保有者数
取締役（社 外取締役を 除く。）	第1回 (260円)	2018年3月2日 ～2028年1月30日	575個	普通株式 115,000株	2名
	第4回 (625円)	2022年9月18日 ～2030年8月28日	100個	普通株式 20,000株	1名
監査役	第2回 (340円)	2019年3月2日 ～2029年1月29日	25個	普通株式 5,000株	1名
	第5回 (625円)	2022年9月18日 ～2030年8月28日	5個	普通株式 1,000株	1名
	第6回 (625円)	2023年9月18日 ～2031年8月27日	20個	普通株式 4,000株	1名
		計	725個	普通株式 145,000株	6名

(注) 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議により、2022年7月26日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「行使価額」、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2023年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	高橋 和久	CEO
代 表 取 締 役	鳥生 格	CTO Product Department VP
取 締 役	岡 義人	CFO Finance and Administration Department VP
取 締 役	山本 雅輝	オフィス雅株式会社 代表取締役
常 監 査 勤 役	山添 千加美	株式会社シンカ 監査役
監 査 役	阿曾 友淳	ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー 株式会社城南進学研究社 取締役（監査等委員） 株式会社Amazia 監査役 株式会社ユビキタスAI 監査役
監 査 役	田端 聡朗	プラッサ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役山本雅輝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役山添千加美氏、監査役阿曾友淳氏、監査役田端聡朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役山添千加美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役田端聡朗氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった業務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 当事業年度における報酬等の総額等

①会社役員等の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益との連動を踏まえた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、当事業年度実績に伴う業績連動報酬は、翌期の業績連動報酬に反映します。ただし、業務執行から独立した社外取締役及び監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績評価による変動の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映し、各事業年度の営業利益、目標達成度合いに基づき算出します。目標

となる業績指標とその値は、予算計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて社外役員及び取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

4. 業績評価による変動額の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準を踏まえ、社外役員との協議を経て、取締役会において検討を行います。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外役員に諮問を受けたうえで、上記方針に基づき、取締役会にて決議しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	4 (1)	50,972 (2,250)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合計 (うち社外役員)	7 (4)	61,772 (13,050)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年1月29日の定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は4名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第1回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の公正価値を上限として、2018年1月30日及び2020年8月28日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は、2018年1月30日時点で3名、2020年8月28日時点で3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年1月30日の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。また、上記報酬等の枠とは別枠として、2018年1月30日、2019年1月29日、2020年8月28日及び2021年8月27日開催の株主総会及び普通株主による種類株主総会でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、2018年1月30日時点で1名、2019年1月29日時点で1名、2020年8月28日時点で3名、2021年8月27日時点で4名です。

4. 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬の決議を経ております。取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

5. 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	山本 雅輝	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席いたしました。金融業に関する多岐にわたる業務に精通しており、当該実務に即した専門知識と経験を活かし、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	山添 千加美	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	阿曾 友淳	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
監査役	田端 聡朗	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。実務に即した専門知識と経験を活かした発言を適宜行っております。	当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

V 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
監査法人A&Aパートナーズ

- (2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
監査証明業務に基づく報酬等	20,700
非監査業務に基づく報酬等	1,500
合計	22,200

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務執行状況について相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会計監査人の報酬の額について同意しております。

- (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、コンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
 - 1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - 2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - 3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 - 4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - 2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - 1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

- 2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - 3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるような体制を構築する。
 - 4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・取締役CFO・人事担当・弁護士）に直接相談・申告できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
- 1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - 2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）
- 1) 当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会、もしくは監査役会はその必要があると判断すれば、協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - 2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- 1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける
 - 2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- 1) 監査役会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - 2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

①内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

②コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに関するリスク、対応の協議は「リスク・コンプライアンス委員会」の会議体での協議を行い、役員及び従業員への教育については社内研修等を実施することにより、法令及び定款の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。

③リスク管理に関する取り組み

リスク管理規程等の規程に基づきリスクを選定するとともに、選定されたリスクに対し、「リスク・コンプライアンス委員会」での協議を行い、影響を与えるリスクの選定と必要な対策について、必要な検討を行いました。

④業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

業務執行に係る重要案件については、経営会議規程、取締役会の議論を経て決定しております。

⑤内部監査に関する取り組み

当社の内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき各部門への内部監査を実施し、適宜改善を図っております。監査結果は代表取締役CEOに報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役が取締役会の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書及び契約書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、従業員にヒアリングを行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行いました。また、代表取締役との意見交換や、内部監査担当者との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務の遂行を図りました。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,736,898	流動負債	4,592,849
現金及び預金	5,468,162	1年内返済予定の長期借入金	30,684
売掛金	163,669	未払金	27,147
棚卸資産	367	未払費用	8,257
前払費用	18,912	未払法人税等	28,748
その他	85,786	前受金	12,497
		預り金	4,447,307
		その他	38,207
固定資産	68,302	固定負債	176,685
有形固定資産	6,119	長期借入金	176,685
建物附属設備	0		
工具、器具及び備品	6,119	負債合計	4,769,534
投資その他の資産	62,182	(純資産の部)	
破産更生債権等	0	株主資本	1,035,665
長期前払費用	6,966	資本金	711,259
繰延税金資産	48,705	資本剰余金	1,091,995
その他	6,510	資本準備金	611,259
		その他資本剰余金	480,735
		利益剰余金	△767,493
		その他利益剰余金	△767,493
		繰越利益剰余金	△767,493
		自己株式	△96
		純資産合計	1,035,665
資産合計	5,805,200	負債・純資産合計	5,805,200

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,176,209
営業費用	999,094
営業利益	177,115
営業外収益	
受取利息	139
その他	261
営業外費用	
支払利息	824
為替差損	4,202
上場関連費用	5,747
その他	49
経常利益	166,692
特別利益	
固定資産処分益	40
特別損失	
減損損失	1,111
固定資産処分損	92
税引前当期純利益	165,529
法人税、住民税及び事業税	26,461
法人税等調整額	△26,919
当期純利益	165,987

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
期 首 残 高	388,750	288,750	480,735	△933,481	—	224,754	224,754
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	322,509	322,509				645,019	645,019
当 期 純 利 益				165,987		165,987	165,987
自 己 株 式 の 取 得					△96	△96	△96
当 期 変 動 額 合 計	322,509	322,509	—	165,987	△96	810,910	810,910
期 末 残 高	711,259	611,259	480,735	△767,493	△96	1,035,665	1,035,665

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	3～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、ホスピタリティ・ソリューション事業の単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 各種システムの基本料金に関する収益

各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

②tripla Bookの従量課金による収益

tripla Bookの提供を通じてユーザーが宿泊すること及び当該予約に関する決済が完了することを履行義務として認識しており、各ユーザーの宿泊の完了により履行義務が充足されると判断していることから、各宿泊予約のチェックアウト時点に収益を認識しております。

③tripla Botの変動課金による収益

tripla Botの契約の内、実際のリクエスト数（注1）に応じて収益が変動する契約があります。tripla Botを通じて受けた問い合わせ（リクエスト）に対して、当社の人材オペレーターが回答することを履行義務として認識しており、回答の完了により履行義務が充足されると判断していることから、リクエストへの回答完了時点に収益を認識しております。

④SI（System Integration）による収益

顧客との開発業務委託契約における義務を履行することにより、当該履行義務を完了した部分について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

（注）1．リクエスト数：チャットにより問い合わせを受けた数の内、同一日における同一ユーザーによるものを1リクエストとして計算した数値を言います。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計算書類に計上した金額

繰延税金資産	48,705千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績に基づく収益力を判断基準とし、1年以内に発生する将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の利益計画を元に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。当該見積りには、過去の導入施設数の推移や導入施設当たりの取引高を考慮しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,496千円
--------------------	----------

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

売掛金	1,610千円
-----	---------

破産更生債権等	30千円
---------	------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 | 5,562,300株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 | 34株 |
| (3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 | 321,800株 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,846千円
貸倒引当金	497千円
減損損失	340千円
敷金償却費	1,305千円
繰越欠損金	266,436千円
繰延税金資産小計	272,426千円
評価性引当額	△223,721千円
繰延税金資産合計	48,705千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき、金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理、残高管理を行う等によりリスク低減に努めております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

c. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	207,369	209,939	2,570

※1 現金及び預金、売掛金、預り金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,468,162	—	—	—
売掛金	163,669	—	—	—
合計	5,631,832	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	30,684	30,684	30,684	30,684	30,684	53,949
合計	30,684	30,684	30,684	30,684	30,684	53,949

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	209,939	—	209,939
負債計	—	209,939	—	209,939

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度（千円）
tripla Book	766,060
tripla Bot	401,948
その他	8,200
顧客との契約から生じる収益合計	1,176,209

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	120,460	163,669
契約負債	5,626	12,497

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金（貸倒引当金控除後）、契約負債は前受金としてそれぞれ表示しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 186円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円73銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合①)

当社は、2023年9月13日開催の取締役会において、BOOKANDLINK PTE. LTD.（本社：シンガポール、以下「BookandLink社」と言います。）の株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年11月8日に株式を取得いたしました（以下「本株式取得」と言います。）。

本株式取得は、当社及び日本政策投資銀行（以下「DBJ」と言います。）による共同買収であり、BookandLink社に対する買収後の持分比率は当社が53.4%、DBJが46.6%となります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

名称	BOOKANDLINK PTE. LTD.
事業内容	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営

(2) 企業結合を行った主な理由

本株式取得により当社の子会社となることを予定しているBookandLink社は、シンガポールの法人であります。BookandLink社は登記上の法人であり単体では事業活動は行っておらず、同社の子会社であるPT. SURYA JAGAT MANDIRI(以下「SJM社」と言います。)がインドネシアのバリ島を拠点としてホスピタリティ・ソリューション事業を行っています。SJM社は主としてインドネシアの宿泊施設向けに、チャンネルマネージャー(注1)「CHANNELKU」、予約エンジン「BOOKINGKU」等を開発、販売しています。主力サービスであるチャンネルマネージャー「CHANNELKU」は、Booking.com、Agoda、ExpediaといったグローバルOTA(注2)との接続はもちろん、Traveloka、PegiPegi等の現地OTAと連携し、現在もその施設数は順調に拡大を続けています。

当社は、BookandLink社の株式の取得によりインドネシア市場に進出し、また、日本、台湾、韓国で展開している「tripla Book」をBookandLink社のインドネシアの顧客向けに展開することを計画しています。さらに、当社の新サービスとして、チャンネルマネージャーをtripla Channelとして販売することを計画しており、BookandLink社のチャンネルマネージャーの技術、OTA連携先といった競争力をを用いることで、よりいっそうの競争力強化を実現していきます。

このような両社の連携により、両社の得意とするサービス、技術等の領域が補完的に組み合わせることで相乗効果が発揮され、当社グループの中長期的な成長に寄与するものと考えております。

- (注) 1. チャンネルマネージャー：OTAや予約システム等の複数の宿泊予約情報とPMS(注3)を連携することで、在庫、プラン、価格等をまとめて管理するシステムのことを言います。
2. OTA：Online Travel Agentの略称です。実店舗を持たずインターネット上のみで旅行商品の取引を行う旅行会社のことを言います。ポータルサイトを運営し、宿泊施設の情報をポータルサイトに掲載し、宿泊予約が可能となります。

3. PMS : Property Management Systemの略称です。宿泊施設が、部屋在庫、予約情報、請求情報等の情報を管理し、売上情報を連携する基幹システムのことを言います。

(3) 企業結合日

2023年11月8日

(4) 企業結合の法的形式

現金及び当社株式を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

53.4%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び当社株式を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価

取得の対価	現金	129,700千円
	当社株式	248,482千円
取得原価		378,183千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等(概算額) 37,814千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(新株の発行)

当社は、2023年9月13日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当増資による新株の発行を決議し、2023年11月8日に払込が完了いたしました。

(1)募集の概要

払込日	2023年11月8日
発行新株式数	普通株式179,022株
発行価額	1株につき1,388円
調達資金の額	248,482,536円 BookandLink社の普通株式13,663株を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
資本組入額の総額	124,241,268円
募集又は割当方法	第三者割当による

(2)募集の目的及び理由

本第三者割当は、本株式取得を実施するために必要となる対価の一部である当社普通株式を、割当予定先であるBookandLink社の現株主に取得させることを目的とするものであり、当社の資金調達を目的とするものではありません。

現物出資の方法を取ることにより、BookandLink社の株式取得のための手元資金の支出額を大幅に削減することができますので、当該株式取得後においても、triplaグループの成長のために手元資金を十分に確保することが可能となることから、第三者割当による新株式の発行が望ましいと判断いたしました。

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は2023年10月24日開催の当社取締役会において、当社の従業員に対するストック・オプションとして下記のとおり第7回新株予約権を発行することを決議し、2023年11月21日に割当が完了しております。

I. 新株予約権を発行する理由

当社は、当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、長期的な就労を目的として、当社の従業員に対して新株予約権を付与するものであります。本新株予約権は勤務期間に応じて段階的に行使が可能となりますが、全て行使された場合に交付される株式数は18,600株の予定であります。本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2023年9月30日現在の発行済株式総数5,554,900株に対する0.33%に相当します。

本新株予約権の行使による希薄化の影響は軽微であり、また本新株予約権は従業員の中長期的なインセンティブに寄与し、企業価値の増大につながるものと考えことから、本新株予約権の発行は合理的な範囲のものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権の目的である株式の種類と数は当社普通株式18,600株とし、新株予約権1個当たりの目的である普通株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数(新株予約権1個当たり)については、これを切り捨てるものとする。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で、付与株式数を適切に調整するものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を金1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を

調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\quad}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価（当社の株式が国内外の金融商品取引所に上場される前にあっては、調整前行使価額をいう。）を下回る価額で普通株式による新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（会社法第108条第1項第5号又は同項第6号の規定により普通株式以外の種類の株式を取得するのと引換えに普通株式が交付されるもの及び新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で、付与株式数を適切に調整するものとする。

ただし、当社取締役会で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

③新株予約権を行使することができる期間

2024年5月1日から2029年4月30日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項

i 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権を取得することができる事項

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で決議されたときは、当社は、当社取締役会において別

途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

ii 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

iii 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、当該放棄に係る新株予約権を無償で取得する。

iv 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、本新株予約権者が有する未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(1)新株予約権者が当社との間で締結する割当契約の規定に違反した場合

(2)新株予約権者が懲戒解雇、諭旨免職又はそれらと同等の処分を受けた場合

(3)新株予約権者が法令又は当社若しくは当社関連会社の社内諸規則等に違反し、当社の指導にかかわらず改善が見られない場合

(4)新株予約権者の能力不足又は勤務成績不良により、人事評価において連続して低い評価を受けた場合

(5)新株予約権者が当社の事前の書面による承認（当該承認の可否を判断するに足りる正確な情報を甲に提供した場合に限る。）を得ずに当社と競業関係にある会社の役員、従業員、嘱託社員（派遣社員を含む。）、顧問又は業務委託者となった場合

(6)新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合

(7)当社が自らの合理的裁量により、新株予約権者が故意又は過失により当社又は当社関連会社に損害を与え、若しくは当社又は当社関連会社の社会的信用を著しく失墜させる行為を行ったと判断した場合

(8)新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(9)新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立てがあった場合

⑦組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記⑦iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

viii 新株予約権を取得することができる事項

上記⑥に準じて決定する。

ix 新株予約権の行使の条件

下記⑩に準じて決定する

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨新株予約権証券の発行

新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

⑩新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、当社及び当社関連会社の取締役・監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、当社若しくは当社関連会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

ii 相続その他の一般承継により新株予約権を取得した者による新株予約権の行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

iii 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について上記⑥の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

iv 各新株予約権の一部の行使はできない。

v その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2. その他の事項

①新株予約権の総数 18,600個

②新株予約権1個と引き換えに払い込む金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、本新株予約権はインセンティブ報酬として付与されるものであり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

③新株予約権の割当日 2023年11月21日

④新株予約権の割当を受ける者及び数

対象者	人数	新株予約権の個数
当社の従業員	41名	18,600個

⑤その他

その他の細目事項は、別途定める新株予約権割当契約の定めるところによる。

(取得による企業結合②)

当社は、2023年12月15日開催の取締役会において、旭海國際科技股份有限公司（英文名称：Surehigh International Technology Inc.以下「Surehigh社」と言います。）の株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました（以下「本株式取得」と言います。）。

(1) 株式を取得する企業の名称及びその事業の内容

①Surehigh社

名称	旭海國際科技股份有限公司 (英文名称：Surehigh International Technology Inc.)
事業内容	宿泊施設向けインターネットサービスの開発・運営
資本金	111,421千NTD

②Jason Family社

名称	品辰旅行社有限公司 (英文名称：JASON FAMILY TRAVEL SERVICE CO., LTD.)
事業内容	旅行業
資本金	8,000千NTD

(2) 本株式取得の目的

当社は「Delight customers with innovation イノベーションで顧客を感動させる」をミッションに掲げ、宿泊施設向けのITサービスとして、予約エンジンである「tripla Book」を中心に、AIチャットボット「tripla Bot」、CRM・MA（注1）サービス「tripla Connect」、広告運用代行サービス「tripla Boost」等を提供しています。これらのサービスの提供を通じて、宿泊業界のDX(Digital Transformation)を進めて参ります。今後の成長の方向性として、東アジア(台湾、韓国)、東南アジアへの事業拡大及び新サービスの拡張を目標としています。

本件株式取得により当社の子会社となることを予定しているSurehigh社は、台湾の宿泊施設向けに、チャンネルマネージャー(注2)「HOTEL NABE」、予約エンジン「EZ HOTEL」、ホームページ作成サービス「微官網」等を開発、販売しています。主力サービスであるチャンネルマネージャー「HOTEL NABE」は832施設に導入されており、Expedia、Booking.com等のグローバルOTA(注3)に加え、LION TRAVEL、Klook、Easy Travel(四方通行)、ezTravel(易遊網)等の現地OTAと連携しております。その他にも、予約エンジン「EZ HOTEL」は726施設、ホームページ作成サービス「微官網」は200施設に導入されており、現在もその施設数は順調に拡大を続けています。同社のサービス横断的な導入施設数は、2023年10月末時点で1,228施設であり、現在もその施設数は順調に拡大を続けています。

当社の2023年10月末時点での導入施設数は2,897施設であり、これらに当社子会社(注4)であるBOOKANDLINK PTE. LTD.及び同社の子会社であるPT. SURYA JAGAT MANDIRIによるインドネシア等で2,465施設、Surehigh社の導入施設数1,228施設を合計すると6,590施設となり、本件株式取得により台湾での導入施設数及びグループ全体での導入施設数が大きく増加することとなる見込みです。

今後の事業連携としては、既に台湾でも展開している「tripla Book」をSurehigh社の台湾の顧客向けに展開することを計画しています。また、Surehigh社が有するチャンネルマネージャーの技術や連携先

を活用し、当社の新サービス「tripla Link」として国内外に展開することで、競争力の強化を図ります。

このように、両者が得意とするサービスや技術を補完し合い相乗効果を発揮することで、宿泊施設の収益最大化を実現するワンストップサービスの提供を促進するとともに、アジア最大の宿泊施設向けホスピタリティソリューションカンパニーの早期実現を目指してまいります。

- (注) 1. CRM・MA：CRMはCustomer Relationship Managementの略称で、顧客管理のソフトウェアです。tripla Connectにおいては宿泊施設によるユーザーの情報を管理します。MAはMarketing Automationの略称で、マーケティング活動の自動化・効率化を実現するソフトウェアです。
2. チャンネルマネージャー：OTAや予約システム等の複数の宿泊予約情報とPMS(注5)を連携することで、在庫、プラン、価格等をまとめて管理するシステムのことを言います。
3. OTA：Online Travel Agentの略称です。実店舗を持たずインターネット上のみで旅行商品の取引を行う旅行会社のことを言います。ポータルサイトを運営し、宿泊施設の情報をポータルサイトに掲載し、宿泊予約が可能となります。
4. 2023年11月に株式取得の完了を公表済です。
5. PMS：Property Management Systemの略称です。宿泊施設が、部屋在庫、予約情報、請求情報等の情報を管理し、売上情報を連携する基幹システムのことを言います。

(3) 株式の取得の時期

2023年12月15日から2024年6月14日（予定）

(注)本株式取得は、台湾当局による審査中であり、当該審査完了後に実行することになります。2024年2月を予定しておりますが、審査期間が延長されることにより、実行が遅くなる可能性があります。当該審査に要する期間を考慮し、2023年12月15日から2024年6月14日までを会社法上の給付期間（払込期間）として決議しております。

(4) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式数の状況

(1)	異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権の所有割合：0.0%)
(2)	取得株式数	普通株式：10,142,132株 (議決権の数：10,142,132個) (議決権所有割合：91.0%)
(3)	取得価額	・現金による譲受け109,230千NTD (505,738千円) ・アドバイザー費用等（概算額）：10,810千円 ・合計（概算額）：516,548千円
(4)	異動後の所有株式数	10,142,132株 (議決権の数：10,142,132個) (議決権の所有割合：91.0%)

- (注) 1. Surehigh社の業績指標次第で、追加的な対価の支払いが発生する可能性があります。
2. 1NTDは4.63円（2023年12月13日時点）で換算しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月19日

tripla株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 齋藤 晃一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 寺田 聡司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、tripla株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合①）に記載されているとおり、会社は、2023年11月8日にBOOKANDLINK PTE. LTD.の株式を取得し、同社を子会社化した。

2. 個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記（新株の発行）に記載されているとおり、会社は、2023年9月13日開催の取締役会における第三者割当増資による新株の発行決議に基づき、2023年11月8日に払込が完了した。

3. 個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合②）に記載されているとおり、会社は、2023年12月15日開催の取締役会において、旭海国際科技股份有限公司の株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人 A&A パートナーズの監査方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月20日

tripla株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

山添 千加美 印

社外監査役

阿曾 友淳 印

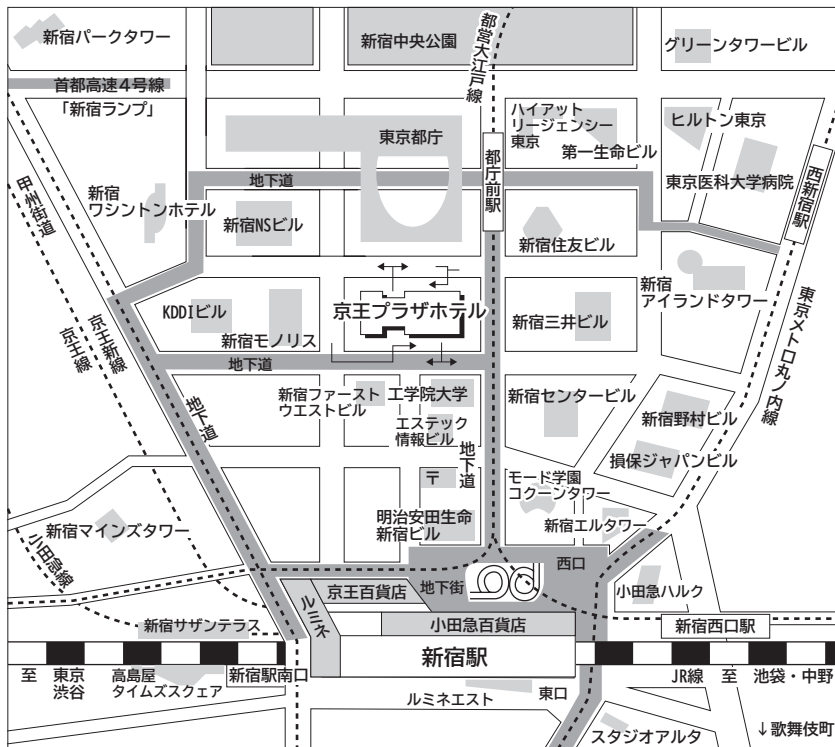
社外監査役

田端 聡朗 印

以 上

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館42階「高尾」
TEL (03) 3344-0111 (代表)



交通のご案内

- 新宿駅西口より徒歩
約5分（JR・京王線・小田急線・地下鉄）
新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出たすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。
- 都営大江戸線都庁前駅より徒歩
地下道B1出口よりすぐ
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側です。